

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築都市局計画部都市計画課】 2
- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【財政局財務部財政課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第54号）付則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年6月25日とする。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和元年6月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第8号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

北九州市手数料条例の一部を改正する条例（平成31年北九州市条例第5号）
の施行期日は、令和元年6月25日とする。

北九州市公告第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年6月25日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区東鳴水五丁目42番21、42番47から42番87まで、119番2から119番45まで及び136番1から136番6まで	北九州市八幡西区町上津役東二丁目2番25号 株式会社松尾組 代表取締役 松尾茂行
北九州市八幡西区大平一丁目242番2、244番1、244番2、244番7及び244番8	北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号 大英産業株式会社 代表取締役 大園 信
北九州市小倉南区徳吉東二丁目368番3及び369番5	北九州市小倉南区徳吉東三丁目14番6号 大下多美江